各 位

会 社 名 日 本 エ コ シ ス テ ム 株 式 会 社 代表者名 代表 取 締 役 社 長 松 島 穣 (コード番号: 9249 東証市場第二部・名証市場第二部) 問合せ先 取締 役 管 理 本 部 担 当 稲 生 篤 彦 電話番号 0586-25-5788 (代表)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021 年9月8日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所市場第二部及び名古屋証券取引所市場第二部への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

- 1. 公募による募集株式発行の件
 - (1)募集株式の種類及び数
- 当社普通株式670,000株
- (2) 募集株式の払込金額
- 未定(2021年9月17日開催予定の取締役会で決定する。)
- 2021年10月7日(木曜日)
- (4) 増加する資本金及び 資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、2021年9月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (5)募 集 方 法
- 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、 野村證券株式会社、東海東京証券株式会社及び岩井コスモ証券株式会 社、株式会社SBI証券、SMBC日興証券株式会社、極東証券株式会 社、安藤証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受け させる。

引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を 下回る場合は、この募集株式発行を中止する。

- (6) 発 行 価
- 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮 条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2021年9月 30日に決定する。)
- (7)申 込 期 間 2021年10月1日(金曜日)から

2021年10月6日(水曜日)まで

- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 2021年10月8日(金曜日)
- (10) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価 額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格 と同時に決定する。
- (11) 払 込 取 扱 場 所 株式会社みずほ銀行 一宮支店
- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締 役会において決定する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。
- ご注意:この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する 行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並 びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお 願いいたします。

- 2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件
 - (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式

100,000株(上限)

(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2021年9月30日(発行価格等決定日)に決定される。)

- (2) 売 出 人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7)株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。
- 3. 第三者割当による募集株式発行の件
 - (1)募集株式の種類及び数 当社普通株式 100,000株
 - (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。)
 - (3) 申 込 期 日 2021年11月9日(火曜日)

 - (5) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、2021年9月30日に決定される予定の割当価格 資本準備金に関する事項 を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金

等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6)割 当 方 法 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式 の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
- (7)割 当 価 格 未定(上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。)
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (9) 払 込 取 扱 場 所 株式会社みずほ銀行 一宮支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記 2. のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。
- 4. 当社指定販売先への売付け(親引け)について

上記1. の公募による募集株式発行に関して、当社は、みずほ証券株式会社に対し、募集株式数のうち9,000 株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会(名称: JES 社員持株会)を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。なお、親引けは日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

【ご参考】

- 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要
 - (1) 募 集 株 式 数 当社普通株式 670,000株
 - (2) 売 出 株 式 数 オーバーアロットメントによる売出し(※)

当社普通株式 上限100,000株

(3) 需要の申告期間 2021年9月22日(水曜日)から

2021年9月29日 (水曜日) まで

(4) 価 2021年9月30日(木曜日) 決 定 格 日

(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条

件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。)

(5) 申 期 間 2021年10月1日(金曜日)から 込

2021年10月6日(水曜日)まで

(6)払 2021年10月7日(木曜日) 込 期 目

(7) 株 式 受 渡 期 2021年10月8日(金曜日)

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行に伴い、その需要状況を勘案し、 みずほ証券株式会社が100,000株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメ ントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止され る場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象株式となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売 出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である松島穣(以下「貸株人」という。)より借入れる株式で あります。これに関連して、当社は、2021年9月8日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先 とする当社普通株式 100,000 株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議 しております。

また、みずほ証券株式会社は、2021年10月8日(上場日)から2021年11月5日までの間、貸株人から借 入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所または名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントに よる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れて いる株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件 第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者 割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、 シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わ ないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 公募による新株式発行による増加株式数 公募後の発行済株式総数 第三者割当による新株式発行による増加株式数 増加後の発行済株式総数 2,000,000 株 670,000 株 2,670,000 株 100,000 株 (最大)

2,770,000株(最大)

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額1,282,530千円(※)については、第三者割当増資の手取概算額上限193,325千円(※)と合わせた手取概算額合計上限1,475,855千円を、①設備資金、②投融資資金、③研究開発資金、④人材採用及び育成資金並びに⑤その他費用等に充当する予定であります。具体的には、以下のとおりであります。

(※) 有価証券届出書提出時における想定発行価格2,090円を基礎として算出した見込額であります。

① 設備資金

環境事業における排水処理に関わる研究開発のための計測機器に 15,000 千円 (2022 年 9 月期 5,000 千円、2023 年 9 月期 5,000 千円、2024 年 9 月期 5,000 千円)を充当する予定であります。

交通インフラ事業における点検・工事車両の取得に 283,300 千円(2022 年 9 月期 63,250 千円、2023 年 9 月期 27,050 千円、2024 年 9 月期 193,000 千円)、事業所の新設・増設等に 235,632 千円(2022 年 9 月期 185,632 千円、2023 年 9 月期 50,000 千円)を充当する予定であります。

全社項目として基幹システムの開発・改修等に 55,467 千円 (2022 年 9 月期 15,467 千円、2023 年 9 月期 30,000 千円、2024 年 9 月期 10,000 千円)を充当する予定であります。

② 投融資資金

当社の連結子会社である日本ベンダーネット株式会社への投融資に 118,376 千円 (2022 年 9 月期 18,376 千円、2023 年 9 月期 100,000 千円)、サテライト一宮株式会社への投融資に 185,000 千円 (2022 年 9 月期 85,000 千円、2024 年 9 月期 100,000 千円)を充当する予定であります。

日本ベンダーネット株式会社は、公営競技投票券のインターネット販売に向けたキャッシュレス機 器及びキャッシュレスシステムの開発資金として充当する予定であります。

サテライト一宮株式会社は、トータリゼータシステム拡張資金として 85,000 千円及びトータリゼータシステム更新資金として 100,000 千円を充当する予定であります。

③ 研究開発資金

環境事業における排水処理に関わる技術・新製品等の研究開発資金として 195,745 千円 (2022 年 9 月期 64,080 千円、2023 年 9 月期 65,066 千円、2024 年 9 月期 66,599 千円) を充当する予定であります。

④ 人材採用及び育成資金

優秀な技術者等の人材及び管理部門の人材の補強の採用費と既存社員への教育活動の充実のための 資金として 48,894 千円(2022 年 9 月期 18,364 千円、2023 年 9 月期 14,340 千円、2024 年 9 月期 16,190 千円)を充当する予定であります。

⑤ その他費用等

M&Aに係る調査・外注費の資金として、50,000 千円(2022 年 9 月期 10,000 千円、2023 年 9 月期 20,000 千円、2024 年 9 月期 20,000 千円)を充当する予定であります。その他残額については、採用による人員増に伴う人件費として 288,441 千円(2022 年 9 月期 100,000 千円、2023 年 9 月期 100,000 千円、2024 年 9 月期 88,441 千円)を充当する予定であります。

なお、上記調達資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社では、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様に利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当については、安定性・継続性に配慮しつつ、業績動向、財務状況及び配当性向等を総合的に勘案して実施していく方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、今後の企業としての成長と、財務基盤の安定のバランスに鑑みながら、設備投資、M&A等の投資、有利子負債の返済等に充当してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)、(2)に基づき、各事業年度の財政状態と経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を 継続的かつ安定的に実施してまいりたいと考えております。

(4)過去の3決算期間の配当状況

27 24 × 9 0 0 7 7 7 11 4 7 11 4 7 10 1				
	2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期	
1株当たり当期純利益金額	18,629.16 円	161.54 円	95.77 円	
1株当たり配当額	4,500 円	3,000 円	一円	
(1株当たり中間配当額)	(一円)	(一円)	(一円)	
実績配当性向	24. 2%	18.6%	-%	
自己資本当期純利益率	42.6%	28.2%	14.0%	
純資産配当率	8.9%	4.7%	-%	

- (注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 - 3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、 純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
 - 4. 当社は、2020 年8月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、2019年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 - 5. 当社は、2020 年8月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。 そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知 「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年 8月21日付東証上審第133号)及び株式会社名古屋証券取引所の引受担当者宛通知「『上場 申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2008年4月4日付名 証自規G第8号及び2012年10月1日付同取扱い)に基づき、2018年9月期の期首に当該株 式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、 以下のとおりとなります。なお、2018年9月期(1株当たり配当額についてはすべての数値) については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期
1株当たり当期純利益金額	186.29 円	161.54 円	95.77 円
1株当たり配当額	45 円	30 円	一円
(1株当たり中間配当額)	(一円)	(一円)	(一円)

5. ロックアップについて

公募による募集に関連して、貸株人である松島穣並びに当社株主である松福株式会社、オクヤホールディングス株式会社及び松島 啓晃は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後 180 日目の 2022 年 4 月 5 日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021 年9月8日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で 当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」及び株式会社名古 屋証券取引所の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等 による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」及び株式会社名古屋証券取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束する ものでなく、予想に基づくものです。

以上